



## オオワシと絶滅危惧種の鳥類

### 目的

- オオワシと絶滅危惧種の鳥類に対するリスク<sup>1</sup>を管理するための特別な規制を定義すること。

### 対象者

- 陸上施設管理者
- 海上施設管理者
- 法人環境マネージャー
- プロジェクトマネージャーおよび建設工事範囲が絶滅危惧種の鳥類に影響を及ぼす可能性のある建設工事の契約事業者と下請業者

正確には、1 から 6 の要件は、運用フェーズに適用される。7 から 18 の要件は、プロジェクトの建設フェーズと、絶滅危惧種の鳥類に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト拡張にのみ適用される。

### 運用フェーズに対する要件

- ヘリコプターの飛行経路は： [EIA V2: 第 3 章; EIA-A 第 4 章; EIA V2: 3.7.2]
  - 鳥の巣の場所と渡りの経路を避けたルートをとること、
  - 安全上やむを得ない場合を除き、鳥類にとって重要な領域の 1 km 圏内では最低飛行高度 300m となるよう注意すること、
  - 非常時を除き、3 月 15 日から 9 月 15 日の間、オオワシの巣の周囲 600m (半径) の範囲および上空 300m の利用は、更に制限される。
- 非常時を除き、ヘリコプター着陸地点は、オオワシの巣の場所から、少なくとも 1km 離れた場所に位置しなければならない。 [EIA-A 第 4 章 オオワシ]
- オオワシがプロジェクトの影響を受けるかもしれない個々のケースに対しては、特別な緩和手段を適用しなければならない。 [EIA 第 4 章 オオワシ]
  - 営巣シーズン中、大規模な活動が許可されるべきではないところには、緩衝地帯を設けること (営巣中のオオワシの巣から 500m を緩衝地帯とする)。
- オオワシの調査とモニタリングの継続の必要性を査定し、必要に応じて、生物多様性活動計画および HSE モニタリング概要に組み込むこと。
- オオワシの巣の位置を公表してはならない。 [EIA-A 第 4 章 オオワシ]
- カムチャッカのアジサシとハマシギに対する影響を最小化するため、運用フェーズ期間中、チャイヴォ砂州へのアクセスは制限され、鳥が最も影響を受けやすい (営巣と渡り) 期間を避けて、ピグ基地への保守/訪問の時期を選ぶこと。
- 影響を受けやすいレッドデータブック種 (営巣、渡り、他) が危険にさらされ、維持管理活動が必要な場合、リスクを識別し、リスクを評価し、リスク管理基準の通りに規制を実施しなければならない。適当な緩和手段を行えず、またそうすることが可能である場合、影響を受けやすい RDB 種に対するリスク評価で安全とみなされるそのときまで、活動は延期される。
- 沿岸の RDB 鳥類 (渉禽類とカモ類) にとって特に重要な生息場所の内部または影響する場所で行われる建設活動 (植物の除去等) は、実現可能な場合、最も影響を受けやすい営業期間 (例えば、5 月~7 月) を避けた時期を選んで行うこと。沿岸の鳥類の生息地への人の出入りを最小化し、建設は可能な限

<sup>1</sup>この文書のイタリック体の用語は、サハリンエナジーHSE用語集にある。

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 5、第 03 版	有効期限：2010 年 5 月 28 日から 2015 年 5 月 28 日	
<a href="#">文書履歴</a>	承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva	複写規制なし	ページ 1 / 2



オオワシと絶滅危惧種の鳥類に関する詳細

り迅速に行うこと。オオワシに対する特別な対策が別途、詳述されている。[EIA VOL3 の第 3 章 1 の図 1.13、EIA VOL4 の 3. 12.1 節、EIA VOL5 の 3.8.1 節、表 1.5 の 1. 5.3 節]

9. (特別な対策が適用されているオオワシを除く) 絶滅危惧種に遭遇したら、繁殖／保育期間中(4 月から 9 月)、営巣地や餌場での人間の存在を可能な限り、最小限にすること。[EIA VOL3 3. 7.2 節]
10. 選定された場所(川の流域、暗い針葉樹林等)において、必要に応じて、RDB 鳥類(ふくろう、オシドリ等)のための人口巣を準備する場所を調査し、実施すること。[EIA 第 5 巻, 3.8.1 節および 1.5.3 節の表 1.5; EIAA 第 15 章 RDB および移動鳥類]
11. 建設前の観察で、RDB 鳥類の繁殖／渡りが影響を受けやすい範囲内に存在しないと確認されたならば、RDB 鳥類の繁殖／渡りに利用されている、影響を受けやすい湿地の生息地で、冬の期間以外に建設工事を開始してもよい。

オオワシに対する要件 – 建設フェーズ

12. 重要な建設現場に対して、「オオワシの巣の強制緩和ガイドライン」を作成すること。必要な緩和手段はガイドライン文書に詳述されている。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
13. サハリンエナジーは、緩和活動について建設下請業者に知らせるとともに、オオワシへの干渉を避けることの重要性、特にオオワシの営巣や給餌に使われる場所の周辺で行われる建設活動の機会を最小化することの必要性について、建設要員が適切な説明を受けるよう確実にしなければならない。安全会議(Toolbox talk)と要員環境計画。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
14. 営巣シーズン中、いかなる建設活動も許可されない緩衝地帯を設けなければならない(サハリンエナジーは、オオワシの営巣から 500m の距離を緩衝地帯として維持するようパイプライン業者に発注した)。緩衝地帯を特定する適切な資料を現場指定の緩和ガイドラインに組み込むこと。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
15. オオワシの既知の巣の場所においては、パイプライン経路の植物除去および建設それ自体を営巣シーズン以外の時期に実施しなければならない。例えば、冬の期間に限定される等。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
16. いかなるパイプライン経路の変更または拡張も、オオワシの巣に使われている木々の近くに影響してはならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
17. 漁業上非常に重要な場所の近くにオオワシの巣が位置している場合、建設工事は営巣／繁殖シーズン以外の冬季に計画されなければならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ]
18. 場合によっては、適切な研究によって得られたデータをもとに、人口巣の場所を設定すべきである。
19. 建設活動の周辺に営巣しているオオワシのつがいそれぞれの健康状態を監視すべきである。少なくとも要員のうち一名が、営巣しているつがい／ひな鳥の行動および、建設の近辺への他のワシ類の飛来を毎日記録することに責任を負うべきである。建設が進む間、観察の頻度を増やすべきである。ガイダンス、地図による指示および観察シートのひな型を強制緩和ガイドラインの中で準備しなければならない。[EIA-A 第 4 章 オオワシ、オオワシの巣の緩和ガイドライン]

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 5、第 03 版	有効期限：2010 年 5 月 28 日から 2015 年 5 月 28 日	
文書履歴	承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva	複写規制なし	ページ 2 / 2